

入 札 公 告

条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき、公告する。

令和 8 年（2026 年）7 月 22 日

下関市長 前田 晋太郎

記

- 1 業務名 吉母管理場高圧気中開閉器取替ほか修繕
- 2 業務実施場所 下関市大字吉母舟頭 10332 番地 1
- 3 業務概要 別添の「仕様書」のとおり。業務の履行に関しては、「特記仕様書（環境編簡易）」を遵守し、契約にあたっては、「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」を参照のこと。
- 4 業務期間 契約締結日から令和 8 年 12 月 25 日まで
- 5 入札条件
 - （1）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
 - （2）この公告の日から入札日までの間において、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
 - （3）下関市内に本社、本店、支店又は事業所を有し、公告日において、下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿の「庁舎等管理業務」のうち「電気設備保全管理」に登録があること。
 - （4）「第一種電気工事士」の資格を持つ技術者を保有していること。
 - （5）次項に示す入札参加資格確認申請手続きを提出期間中に完了し、入札参加資格を認められていること。

6 入札参加資格確認申請手続き

入札に参加しようとする者は、次の（１）に掲げる書類を、（２）に掲げる方法で、（３）の期間内に提出すること。

（１）提出書類

入札参加資格確認申請書（別添様式１）

（２）提出方法

下関市環境部環境施設課へ、「持参」又は「書留郵便その他
発送事実を証することができる方法による郵送」により提出す
ること。電報、電子メールまたはＦＡＸ等によるものは、認め
ない。

（３）提出期間

入札公告の日から令和８年７月２９日 午前１０時まで

（４）提出場所

〒７５１－０８４７

下関市古屋町一丁目１８番１号

環境部 管理棟１階 環境施設課

7 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、様式「入札参加資格確認通知書」に
より、電子メールで通知する。承認の通知を受けた者は、入札参加
資格があるものとする。

8 契約条項を示す日時及び場所

（１）日時

入札公告日～令和８年８月５日

（２）備付場所

下関市ホームページ

9 質問の方法

本業務に関する質問は、以下のとおり受け付ける。

(1) 質問の方法

質問内容を簡潔に記載し、下関市環境部環境施設課宛てに電子メール（送付先：kksisetu@city.shimonoseki.yamaguchi.jp）により提出するものとする。送信後は、電話にて着信確認を行うこと。電話、口頭等による質問は、受け付けない。

(2) 質問の受付期限

令和8年7月27日 午後4時まで

(3) 質問に対する回答

質問の回答は、後日速やかに質問提出者のみに回答する。

10 開札日時及び場所

(1) 開札日時

令和8年8月5日午前10時

(2) 開札場所

下関市リサイクルプラザ管理棟 4階会議室

(3) 入札方法

郵便入札

ア 提出方法 書留郵便その他発送事実を証することができる方法による郵送とする。持参、電報、電子メールまたはFAX等によるものは、認めない。入札書を入れる内封筒に、「入札に係る件名」、「入札者名」、「入札者の住所又は所在地」を記載の上、「入札書在中」と表示し封をし、外封筒に入れて、二重封筒により郵送すること。

イ 提出期限 令和8年8月5日午前10時必着

ウ 提出場所 6の(4)の場所

11 落札者の決定方法

(1) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、入札事務に関係のない下関市職員にくじを引かせることとし、落札者

を決定するものとする。

(2) 初回入札において落札者が決定しない場合、次の通り再度入札を行う。

- ・再度入札の回数は、2回までとする。

- ・再度入札にかかる実施通知等は、再度入札への参加が可能な者へ、FAX等により速やかに送付する。

(3) 開札は、入札執行担当者以外の下関市職員1名以上の立会いのも行う。

12 入札の結果及び公開

(1) 落札者が決定したときは、入札参加者全てに対しその旨の通知を直ちに定めるものとする。

(2) 開札後において入札参加者全ての入札金額を公開できるものとする。

13 入札保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

14 契約保証金

落札者決定後、納付が必要な場合は落札者のみに通知する。なお、納付額等詳細は、下関市契約規則による。

15 その他

(1) 入札において使用する入札書は、別添様式（様式2）「入札書」を使用すること。また、入札書には、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を記載すること。

(2) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札及び関係法令等に定める条件に違反した入札は無効とする。

(3) 入札参加者が入札までに入札条件を満たさなくなったとき、そ

の者のした入札は無効とする。

(4) 入札書の日付は開札日を記入すること。

(5) 次に掲げるものの一に該当する入札は無効とする。

ア 入札参加資格がない者がした入札。

イ 入札公告に定める提出書類について虚偽の記載をしたものがした入札。

ウ 入札者が明瞭でないもの又は入札価格を判読することができないもの。

エ 入札者の記名押印のないもの又は住所の記載のないもの。

オ 金額を加除訂正した入札書によるもの。

カ 入札保証金の納付がないもの又は入札保証金が不足するもの。

キ 入札書に、記載したものを容易に消去することのできる筆記用具（鉛筆、消せるボールペン等）を使用したもの。

ク 入札書を封筒に2枚以上入れたもの。

ケ 入札書の封筒に必要な記載事項がないもの。

(6) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認められたときは入札を中止し、又は延期する場合がある。

(7) 落札者が契約までに入札条件を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたときは、落札決定を取り消し、契約を締結しない。

(8) 入札参加資格確認申請に係る費用は全て申請者の負担とする。

なお、入札参加資格の有無に関わらず、申請書類等は返却しない。

(9) 本業務において得た入札参加資格は、本公告に定められた入札期日をもって、その効力を失う。